

平成20年1月17日
農 林 水 産 省

平成19年12月13日に混入を確認したアメリカ産うるち精米の 異物について

平成19年12月13日にアメリカ産うるち精米に混入を確認した「カビ状の異物」(12月17日公表)について、分析・同定を行った結果、アフラトキシンは検出されず、カビ毒を産生する可能性のあるカビも同定されなかった。

このため、これまで政府が同一本船により輸入し保有している、アメリカ産精米(12,076トン)について、本日付けをもって移動の凍結を解除した。

なお、当該米穀の使用に当たっては、今後ともカビの混入の有無について確認し、異常のないもののみを使用することとしている。

また、12月13日に異物の混入を確認した1袋(30kg樹脂袋入り)については、事故品として扱い、非食用向けに使用することとしている。

お問い合わせ先

総合食料局食糧部消費流通課米穀販売班

代表 03 - 3502 - 8111

直通 03 - 6744 - 2076

担当 石野・光野(内線4230)